

# 一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、性暴力被害者が安心して相談でき、必要に応じて速やかに病院での治療を受けるとともに、カウンセラー、弁護士等の支援を受けることのできるシステムを構築し、性暴力被害の救済と未然防止を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 性暴力被害に関する電話相談事業
- (2) 性暴力被害に対する医学的・心理的治療に関する事業
- (3) 性暴力被害に対する弁護士相談・紹介等の法的支援事業
- (4) 性暴力のない社会を実現するための教育・啓発事業
- (5) 前各号に掲げる事業に従事する者の養成及び研修事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もってこの法人の経費を負担する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員に対する費用弁償の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略すること

ができる。

- 2 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印をする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 この法人に、理事会を置く。

- 3 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、以下の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下でなければならない。監事についても同様とする。
  - (1) 当該理事の配偶者
  - (2) 当該理事の三親等以内の親族
  - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (4) 当該理事の使用人
  - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
  - (6) 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 役員再任は妨げない。
- 4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 役員は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事及び監事に対して発する。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第28条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第32条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第8章 公告の方法

(公告)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第37条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第38条 [省略]

(設立時社員の氏名及び住所)

第39条 [省略]

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以 上